

事故発生時の報告について

～全サービス～

令和7年度 集団指導資料
〔高齢者あんしん課 介護認定係〕

目次

- | | |
|-----------------------|-------|
| 1. 事故報告について | P3 |
| 2. 主な変更点 | P4～P6 |
| 3. 報告までの流れ | P7 |

1.事故発生時の報告について

(1) 事故報告の意義

介護保険サービス事業所においては、サービスの提供により事故が発生した場合、速やかに市区町村、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずることとされています。

また、事故報告書を用い報告することにより、普段の業務内容を見直すことにも繋がります。

(2) 日向市要綱の一部改正

介護保険最新情報Vol.1332に基づき、令和7年7月3日に日向市介護保険事故報告事務取扱要綱を改定し、事故報告の一部変更を行っています。

今回の要綱の一部改正により、市に報告が必要な事故・事故報告書様式・報告方法の見直しを行っております。

2.主な変更点

(1) 報告対象事故

- ① 死亡に至った事故
- ② 医師（施設の勤務医又は配置医を含む。）の診断を受け、投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故
- ③ 窒息に至った事故
- ④ 誤薬に至った事故
- ⑤ 利用者又はその家族からの苦情につながるおそれのある事故
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、事業者の長が報告する必要があると認める事故

(2) 事故報告書様式

令和7年9月1日以降に発生した事故については、新様式またはロゴフォームにてご報告ください。

新様式は、下記URLからご確認ください。

（日向市ホームページ）<https://www.hyugacity.jp/display.php?cont=230713142522>

2.主な変更点

(3) 報告方法

- 事故が発生した際の日向市への電話による報告について
発生した事故の結果、**利用者が亡くなった場合のみ、電話での報告が必要です。**
- 第1報～最終報告について
以下のいずれかの方法により、市に提出してください。
 - ①**電子申請システムによる方法**
 - 1.当該システムへ入力する方法により、市に提出する場合
URL：<https://logoform.jp/form/qfqE/1003764>
 - 2.事故報告書を作成し、当該システムを使用し、市に提出する場合
URL：<https://logoform.jp/form/qfqE/952561>
 - ②**事故報告書を作成し、メールで提出する方法**
提出先メールアドレス：kourei@hyugacity.jp

2.主な変更点

(4) 報告期限

①死亡事故が発生した際の日向市への電話による報告について

事故発生日当日内にご報告ください。

②第1報について

少なくとも、下記を記載し、**事故発生日翌日から数えて5日以内**に市に報告してください。

※ただし、事故処理について早期に解決した場合については、(7)～(9)を記載し、最終報告として報告することが可能

- | | | |
|-----------|--------------|--------------|
| (1) 事故状況 | (2) 事業所の概要 | (3) 対象者 |
| (4) 事故の概要 | (5) 事故発生時の対応 | (6) 事故発生後の状況 |

③第2報以降（経過報告）について

事故処理が長期化する場合は、随時、「(6) 事故発生後の状況」に追記する方法で、途中経過を市に報告してください。

④最終報告について

事態が終結した際、下記を記載し、市に報告してください。

- (7) 事故の原因分析（本人要因、職員要因、環境要因の分析）
- (8) 再発防止策（手順変更、環境変更、その他の対応、再発防止策の評価時期及び結果等）

「サービス提供による事故発生時における対応フロー」

○事業者から所在市町村・保険者への事故報告の手順例

事故発生

下記は必ず報告すること。

- ☐死亡事故 ☐医師の診断を受け、何らかの処置が必要になった事故 ☐窒息事故 ☐誤薬事故
☐利用者・その家族から苦情が想定される事故 ☐事業所の長が報告する必要があると判断した事故

初期対応

各施設マニュアル等に従い、優先順位をつけて対応すること。

●下記は必ず実施すること

- ・利用者の保護や必要な処置
- ・利用者の家族、管理者への連絡

①死亡事故の場合

①それ以外の事故の場合

②日向市へ電話・FAX等による連絡

- ・電話：0982-66-1022（総合事業・養護老人ホーム）
0982-66-1023（上記以外）

電話での報告は事故発生当日内に行う。

③日向市へ事故報告書（第1報、または最終報）を提出

- 1.電子メールで報告： kourei@hyugacity.jp
- 2.事故報告様式を用いて報告： <https://logoform.jp/form/qfqE/952561>
- 3.LOGOフォームを用いて報告： <https://logoform.jp/form/qfqE/1003764>



事故発生後、5日以内に提出する。

※第1報として報告する場合は、少なくとも「6事故発生後の状況」まで記載してください。

※早期に解決した場合は最終報告として報告可能ですが、「8 再発防止策」まで記載したうえで報告してください。

④経過報告 ※事故の解決に時間を要する場合のみ

- 1.電子メールで報告： kourei@hyugacity.jp
 - 2.事故報告様式を用いて報告： <https://logoform.jp/form/qfqE/952561>
 - 3.LOGOフォームを用いて報告：市から送られてきたメールのURLから報告
- ※「6事故発生後の状況」に追記する方法で報告してください。

⑤原因分析

各施設マニュアル等に従い、原因分析を行ってください。

●例

- ・事故の発生原因の追究、事故が発生しないための改善策を立てる。
- ・立てた改善策の評価を行う。

⑥日向市へ事故報告書（最終報）を提出

④経過報告と同様の方法により報告

※「7 事故の原因分析」、「8 再発防止策」まで記載してください。